

平成 30 年 3 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社ビューティガレージ
代 表 者 名 代表取締役 CEO 野村 秀輝
(コード番号：3180 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員 経営管理グループ統括責任者 伊藤 雅之
(TEL. 03-5752-3897)

**第三者割当による第 6 回新株予約権(行使価額修正条項付)及び
第 7 回新株予約権(行使価額修正選択権付)の募集に関するお知らせ**

当社は、平成 30 年 3 月 16 日付の取締役会決議により、第三者割当の方法により株式会社ビューティガレージ第 6 回新株予約権及び株式会社ビューティガレージ第 7 回新株予約権(以下、各々を「第 6 回新株予約権」及び「第 7 回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)を発行すること、及び金融商品取引法による届出の効力発生後に、下記の内容を含む第三者割当契約(以下「本新株予約権買取契約」といいます。)を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 30 年 4 月 2 日
(2) 発行新株予約権の総数	6,000 個 第 6 回新株予約権 4,000 個 第 7 回新株予約権 2,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 3,244,000 円(第 6 回新株予約権 1 個につき 554 円、第 7 回新株予約権 1 個につき 514 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：600,000 株(新株予約権 1 個につき 100 株) 第 6 回新株予約権 400,000 株 第 7 回新株予約権 200,000 株 第 6 回新株予約権については、上限行使価額はありません。下限行使価額は 1,895 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 400,000 株です。 第 7 回新株予約権については、上限行使価額はありません。下限行使価額は 1,895 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 200,000 株です。
(5) 資 金 調 達 の 額	1,668,644,000 円(差引手取概算額)(注)
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 項	当初行使価額 第 6 回新株予約権 2,706 円 第 7 回新株予約権 2,980 円 第 6 回新株予約権の行使価額は、第 6 回新株予約権の各行使請求の通知日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値の 93%

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	<p>に相当する価額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を行使価額とします。</p> <p>第7回新株予約権については、当社は平成30年4月3日以降、当社取締役会の決議により、以後第7回新株予約権の各行使請求の通知日において行使価額の修正が生じることとすることができます(以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」といいます。)。行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権に係る新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、第7回新株予約権の各行使請求の通知日に、当該通知日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の93%に相当する価額に修正することができますが、その価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を行使価額とします。なお、当社又はその企業集団(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいいます。)に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に重大な影響を及ぼすおそれがある事実(金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られません。)が存在する場合(但し、同第167条第2項に定める事実については当社が認識していない場合を除く。)には、当社は行使価額修正選択決議を行うことができません。</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法による。
(8) 割当予定先	株式会社SBI証券(以下「割当予定先」といいます。)
(9) 譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>当社は、割当予定先と締結する予定の本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨及び譲渡された場合でも上記の割当予定先の権利義務は譲受人に引き継がれる旨を規定する予定です。</p> <p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、割当予定先と締結する本新株予約権買取契約において、行使数量制限を定める予定です。詳細は、「7. 割当予定先の選定理由等(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載しております。</p>
(9) その他	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結する予定です。本新株予約権買取契約において、以下の内容が定められています。詳細は、「3. 資金調達方法の選択理由」に記載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本新株予約権の行使停止条項 ・ 割当予定先による本新株予約権の取得に係る請求

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少することがあります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

合には、資金調達額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

【資金調達の目的】

<当社グループの概要>

当社グループは、美容室、エステサロン、ネイルサロン、アイラッシュサロンといった、いわゆるビューティサロンをその主要顧客として、物販事業、店舗設計事業及びその他周辺ソリューション事業を行っております。

(物販事業)

従来、営業マンによるルートセールスを中心としたディーラー販売が主流であったB to B美容商材流通において、当社は、プロ向け美容商材インターネット通販サイト「BEAUTY GARAGE Online Shop」(以下「ECサイト」という。)を自社にて運営しており、新たな商材仕入のスタンダードとなることを目指しております。現在、このECサイトはPCサイト、スマホサイト、スマホアプリにより運営しております。また、ECサイトのほかに、年に1～2回発行される通販カタログ誌「BG STYLE」(理美容室向け、エステサロン向け、ネイルサロン向け、アイラッシュサロン向けの4分冊)、札幌、仙台、東京、金沢、名古屋、大阪、広島、福岡(以下「主要都市」という。)のショールームを通じた対面販売というネットとリアルを連携融合した販売スタイルを持ち、これらECサイト・カタログ誌・主要都市のショールームを通じ、約150万点の(平成30年2月末現在)機器類(注1)、化粧品・材料(注2)を販売しております。国内外のメーカーから仕入れたナショナルブランド商品の仕入・販売に加え、自社で企画・開発したオリジナルブランド商品の企画開発・仕入・販売や中古美容機器の買取・販売を行っております。

また自社にて物流センターを運営し、基幹システムを通じて在庫商品を一元管理することで、効率的な在庫管理を実現しており、17時までにご注文を頂き、在庫のある商品については即日出荷を可能とする配送体制を整備しております(祝祭日・休日は除きます)。

(注1)機器類

機器類とは、ビューティサロンで使用されている設備、機器、器具のことです。具体的には、理美容室において髪の毛をカットする為のセットチェア、シャンプーをする為のバックシャンプーユニットやシャンプーチェア、エステサロンで使用するエステベッドやエステ機器、ネイルサロンで使用するネイルテーブルやネイル機器、アイラッシュサロンで使用するチェア等が挙げられます。また、その他にもパーマ機器、ミラー、タオルウォーマー、ドライヤー、バリカン等が挙げられます。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
--

(注2)化粧品・材料

化粧品・材料には、ビューティサロンが業務で使用する業務用化粧品と一般顧客に販売する店販化粧品のほか、ビューティサロンが業務で使用する材料があります。主な化粧品・材料として、理美容室向けのシャンプー、トリートメント、カラー剤等、エステサロン向けの基礎化粧品、マッサージオイル等、ネイルサロン向けのジェル、ストーン、クリナー等、アイラッシュサロン向けのグルー、美容液等があります。

(店舗設計事業)

当社と当社連結子会社である株式会社タフデザインプロダクト(以下「タフデザインプロダクト」という。)が連携し、店舗設計、工事施工監理を行っております。当社とビューティサロンを中心とした店舗設計を専門とするタフデザインプロダクトとが連携することで、店舗を新装開業・改装するお客様のニーズに応じた支援を実現しております。

(その他周辺ソリューション事業)

当社は、その他周辺ソリューション事業として、ビューティサロンの開業から開業後の経営に必要な資源(ヒト、モノ、カネ、情報)に関わるサービスを提供し、ビューティサロンの新規開業支援と経営支援をワンストップとして行えるよう、全面的にサポートする体制の確立を目指しております。

具体的には、ビューティサロンのオーナー様に対して、開業と経営を総合支援する相談先として「サロンコンシェルジュ」を配置し、ビューティサロンのコンセプトを踏まえて開業準備を支援する開業支援サービス、中古美容機器買取ネットワークから集約される閉店情報等を活用した居抜き不動産物件の仲介サービス、ビューティサロン同士での差別化を図る為のビューティサロンIT化の為のシステム導入、ビューティサロン向け保険、WEB制作、講習会運営等の教育事業などを提供しております。また、連結子会社である株式会社BGパートナーズ(以下「BGパートナーズ」という。)を通じてファイナンスサポートや店舗リース(注3)、転貸サービス等を提供しております。

(注3)店舗リース

店舗リースとは、ビューティサロンを出店するオーナー様からの要望に基づきビューティサロンの店舗を探し、出店時に必要となる保証金、内装工事費、設備費をBGパートナーズが支払うことをご希望の物件を用意し、ビューティサロンのオーナー様にリースするサービスです。

<中期経営計画の策定>

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
--

当社は、平成 29 年 6 月 12 日付け適時開示「中期経営計画策定に関するお知らせ」で公表したとおり、当社グループにおける 2025 年時点での目指すべき姿として「アジア NO. 1 の IT 美容商社」という企業像を設定、その実現のために平成 30 年 4 月期から平成 32 年 4 月期までの 3 ヶ年を「攻めのステージ」と位置づけ、平成 32 年 4 月期における売上高 145 億円、経常利益 10 億円、経常利益率 6.9%を数値目標とし、その達成のために次の 4 つの基本方針として掲げた平成 30 年 4 月期を初年度とする中期経営計画 2017-2019(平成 30 年 4 月期から平成 32 年 4 月期までの 3 ヶ年)を策定しました。各基本方針の具体的な内容は以下の通りです。

① 「IT」 + 「物流」ソリューションの進化

美容業界内においてビューティサロンに対しさらなる利便性を提供し、美容商材流通のプラットフォーム化を目指す為、「IT」 + 「物流」ソリューションを進化させるべく、その施策としてア. EC サイトフルリニューアルの実施、イ. 基幹システムの刷新(ERP の導入)、ウ. 自社物流センターによる一元管理と海外物流ネットワークの構築、エ. 顧客サービスのレベルアップを行う。

② 商品ラインナップの大幅拡充と開発力強化

主力である物販事業において、商品ラインナップの拡充(取扱商品数の増加ならびに顧客ニーズを充足する商品の開発、品揃え。以下同じ。)に努めることで、顧客満足度の向上を追求する。化粧品・材料についてはナショナルブランド商品を中心に、機器類についてはプライベートブランド商品を中心に、商品ラインナップの拡充を行う。これらの一環として、化粧品メーカー各社との直接取引口座開設の推進及び国内工場・海外工場ネットワークの整備を行う。

③ グローバル市場への本格進出

従来海外進出に関する方針は、海外販売代理店を活用することとしておりましたが、自社で販売拠点を設置する方針に変更し、その第一段階として、東南アジアにおける市場攻略を目指し、シンガポールに拠点を設置すると共に、EC サイトの多言語版を展開する。

④ 周辺サービスの充実と新価値の創出

物販事業との連携及び相乗効果創出を図ることをテーマとし、店舗設計事業のサービス拠点拡充、リース事業の本格稼働、情報提供プラットフォームの整備、他社との協業・業務提携・資本提携・M&A の推進を行う。

< 中期経営計画の進捗と今後の予定 >

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
--

上記の中期経営計画に掲げた基本方針を実現すべく、以下に記載する施策を予定しております。今回の資金調達は、これらの施策の実現のために行われるものです。

① 「IT」 + 「物流」 ソリューションの進化

「IT」 + 「物流」ソリューションの進化を実現すべく、これまでに、ア. ECサイトのフルリニューアル及びイ. 基幹システムの刷新(ERPの導入)について、今春の稼働に向けて開発を行って参りました。今春の稼働について目処はたっているものの、稼働後も対競合優位性の確立のため及び業務の効率化と生産性の向上のため、技術の進化及び顧客ニーズの変化に合わせ、不断のリニューアル及びアップデートが必要となると考えており、かかるリニューアル及びアップデートのためのソフトウェア開発を外部に委託する予定です。

また、ウ. 自社物流センターによる一元管理と海外物流ネットワークの構築のうち、自社物流センターについて、現在までに、その第一段階として自社物流センターを拡張し、外注倉庫からの商品の移管をすることで、国内における美容商材流通の一元管理は一部完了しております。しかしながら、収納作業、仕分作業、梱包作業を人力で行っていたことから正確性や速達性が課題となっております。そのため、当該収納作業、仕分作業、梱包作業を自動化し、これらの課題解消に向けて、電動収納棚、自動仕分機器、自動梱包機器の導入を予定しております。

さらに、エ. 顧客サービスのレベルアップについて、その一環として平成30年4月期には旧大阪ショールームと旧神戸ショールームを統合・移転し、大阪・心斎橋に大阪総合ショールームを開設したほか、東京総合ショールームのリニューアルを行いました。引き続き、現在手狭となり取扱い商品の展示が限定的になっている既存ショールームについて、移転してリニューアルを行い、展示や販売スペースを拡張するとともに、新規にショールームを開設することを予定し、ネット販売だけではなく、より身近に商品を見てもらい、体験してもらい、顧客の満足度を高め、顧客サービスのレベルアップを図って参ります。かかる移転をとまなう拡大リニューアル及び新規開設のために、物件取得、内装工事、機器・什器の購入を行う予定です。

② 商品ラインナップの大幅拡充と開発力強化

化粧品・材料については、取扱いブランドの拡充を図ることでビューティサロンのニーズに応えられるよう取り組んで参りましたが、美容師に人気のある有名ブランドの取扱いができておらず、未だ不十分であると考えております。またプライベートブランド商品の機器類についても、これまで外注先の国内及び海外工場のネットワークを整備して参りましたが、プライベートブランド商品の種類についてはビューティサロンオーナー

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

のニーズに応えるだけの品揃えができておらず、未だ不十分であると考えております。さらには現在取り扱っている化粧品・材料及び機器類も含めて、欠品防止を目的とした在庫の補強が必要であると考えております。そのため取扱いブランドの種類(数)、プライベート商品の種類(数)を増やすための新商品の購入、及び既存取扱商品も含めた在庫の補強のための商品の購入を行う予定です。

③グローバル市場への本格進出

グローバル市場への本格進出については、上記中期経営計画に掲げた方針に従い、平成29年12月に、シンガポールにおいて美容商材卸販売業及びセミナー事業を展開するHARU GLOBAL BEAUTY PTE. LTD. (以下「HARU シンガポール」という。)の第三者割当増資を引受け、同社を子会社化いたしました。HARU シンガポールはマレーシアにおいて美容商材卸販売業、セミナー事業、サロン事業を展開する子会社 HARU GLOBAL BEAUTY SDN. BHD(以下「HARU マレーシア」という。)を有しており、HARU シンガポールの子会社化により、当社はシンガポール及びマレーシアにおける美容商材の販売及び仕入ノウハウや人脈等を取得するとともに、HARU シンガポールを「BEAUTY GARAGE SINGAPORE」に、HARU マレーシアを「BEAUTY GARAGE MALAYSIA」にそれぞれ社名変更し、BEAUTY GARAGE SINGAPORE を東南アジア地域の HUB 統括会社として位置づけることにいたしました。東南アジア地域においては、B to B美容商材流通のE コマース市場が未成熟であることから、今後の市場拡大が見込まれ、また、東南アジア地域の方々の体格や髪質が日本人と同様であることから、当社が取り扱っている商品の需要が見込まれると考えておりますが、現状では東南アジア市場の攻略は、まだ始まったばかりであり、子会社又は孫会社を有することとなったシンガポール及びマレーシアにおきましても、市場開拓は未だ不十分であり、当社ビジネスモデルをシンガポール及びマレーシア市場に導入すべく、各市場向けの EC サイト多言語版の開設・運営及びショールームの設置・運営のための設備投資・人材投資を行う予定です。また、「アジア NO. 1 の IT 美容商社」という企業像を実現すべく、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン等への進出も検討しておりますが、これら地域におきまして、シンガポール、マレーシアに次ぐ拠点を設置し、進出するための市場調査を行う予定です。

④周辺サービスの充実と新価値の創出

上記中期経営計画における数値目標を達成するため、店舗設計事業とその他周辺ソリューション事業を合わせた周辺サービスにおいて、特に店舗リース事業を店舗設計事業に次ぐ第2の柱とするべく平成29年1月にBGパートナーズを設立しました。ビューティサロン出店時に必要となる保証金や内装工事代などの初期投資の負担が大きいことから、オーナーに代わりBGパートナーズにおいて物件を取得しこれをオーナーにリースする店舗リース事業の成長余地があると考えております。今後、BGパート

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ナーズにおいて店舗リース事業を成長させるべく、ビューティサロンを出店するオーナーが希望する店舗物件の取得を行って行く予定です。なお現時点においては具体的な店舗リース案件はないものの、オーナーが希望する店舗物件が出てきた場合には、速やかに対応を行えるよう十分な資金を確保しておく必要があります。このため、今回の資金調達により調達した金額の一部を店舗リース事業への投資資金とする予定です。

また、現時点ではM&Aに関する具体的な案件はないものの、美容商社や美容機器メーカーのほか、美容業界向けの各種サービス提供業等、国内外の美容業界に関わる分野において、当社グループが営む物販事業(機器類、化粧品・材料)、店舗設計事業、その他周辺ソリューション事業(居抜き不動産物件の仲介、店舗リースサービス、開業資金の調達支援、ビューティサロン向けシステム導入支援、ビューティサロン向け保険、ビューティサロン向けWEB制作、講習会運営等の教育事業)に係る事業を営む会社を対象としてM&Aを実施することで、自社のみで各事業に取り組むよりも、M&A対象会社における蓄積を取り込むことによって、早期に中期経営計画に掲げる目的を実現できる場合があると考えております。その為、M&Aの案件が生じた際には、これに対して迅速かつ的確な対応を行えるよう、十分な資金を確保しておく必要があります。現時点ではM&Aに関する具体的な案件はないものの、M&Aの場合、候補先に対して複数の企業が並行して交渉するケースが多く、買収資金を予め用意していた企業が先に交渉を成立させる可能性が高くなります。当社も予めM&A資金を確保することで、想定している候補先が見つかった場合、交渉を迅速に進めることができます。このため、今回の資金調達により調達した金額の一部をM&Aの待機資金とする予定です。

この様に、中期経営計画に掲げる目標を実現するため、当社グループとして様々な施策を予定しており、これら施策のため、今回の資金調達を行います。なお、今回の資金調達における具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

3. 資金調達方法の選択理由

当社は、割当予定先である株式会社 SBI 証券を含む複数の証券会社から資本性調達手段及び金融機関からの借入等の負債性調達手法について提案を受け、下記「(本スキームの商品性)」、「(本スキームのメリット)」、「(本スキームのデメリット)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載のとおり検討した結果、割当予定先から提案を受けた第6回新株予約権と第7回新株予約権の2種類の新株予約権を同時に発行することを内容とする資金調達方法(以下「本スキーム」といいます。)が、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす現時点における最良の選択であると判断いたしました。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

まず、行使価額修正条項付新株予約権を選択した理由として、本スキームにおいて発行される新株予約権は、行使価額修正条項が付されており、行使価額が株価に応じて修正される仕組みとなっております。これにより、株価上昇時には、行使通知をすることにより行使価額が上方に修正されることから資金調達金額が増加し、他方で、株価下落時であっても、行使通知をすることにより行使価額が株価を下回る金額に修正されることにより、新株予約権者による新株予約権の行使が期待できることから、資金調達の蓋然性を高めることが可能となっております。また、新株予約権につきましても、株価動向等を勘案して当社が新株予約権の行使を希望しない場合には、新株予約権を行使することができない期間を指定することができるため、当社の資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能となっております。さらに、新株予約権についても交付される株式数が一定であること、下限行使価額が設定されていること等により株価及び1株当たり利益の希薄化に対する影響に一定程度配慮することができるものとなっております。

また、本スキームにおいては、第6回新株予約権と第7回新株予約権という2種類の新株予約権を同時に同一の割当先に対して発行することとしております。これら2種類の新株予約権については、第7回新株予約権の行使価額修正条項の発動が当社の選択によっている点を除き、同一の内容となっておりますが、この2種類の新株予約権を組み合わせる発行することにより、希薄化の影響を一定程度緩和できると考えております。すなわち、本スキームにおいて交付することが予定されている600,000株の全てを当初より行使価額が修正されることが予定されている第6回新株予約権の目的とはせず、そのうち200,000株について当初行使価額が固定されている第7回新株予約権の目的とすることにより、600,000株の全てが現状株価より低い行使価額にて交付される可能性を可及的に低下させることができます。

これらの点を勘案し、上記のとおり本スキームが既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす現時点における最良の選択であると判断いたしました。

(本スキームの商品性)

① 本スキームの特徴

本スキームにおいては、第6回新株予約権と第7回新株予約権を同時に割当予定先に割り当てることとしております。各新株予約権の特徴及び第6回新株予約権と第7回新株予約権を同時に発行する理由は以下の通りです。

<第6回新株予約権>

第6回新株予約権の行使価額は、当初2,706円(本新株予約権に係る発行決議日の前取引日である平成30年3月15日(以下「発行決議日前取引日」といいます。))の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値)ですが、各行使請求の通知日(以下「修正日」

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

といいます。)以降、当該修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合に、当該価額に修正されます。このように時価に基づき行使価額が修正される設計としたのは、株価上昇局面において、行使通知をすることにより行使価額が上方に修正されることから、調達資金の増大が期待できるからです。また、株価下落局面においては、資金調達の蓋然性を高めることが可能となります。すなわち、行使価額が固定される設計とした場合、株価が行使価額を下回っているときは、新株予約権者としては新株予約権を行使する理由がないのに対し、行使通知をすることにより行使価額が株価を下回る金額に修正されるのであれば、株価が行使価額を下回っているときであっても、新株予約権者による新株予約権の行使が期待できます。なお、第6回新株予約権の下限行使価額は1,895円(発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%)(但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整される。)であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。

<第7回新株予約権>

第7回新株予約権の行使価額は、2,980円であり、行使価額修正選択決議がなされるまでは、行使価額の調整がなされないものとなっており、行使価額修正選択決議がなされて初めて、第6回新株予約権と同様の行使価額の調整がなされることとなります。第7回新株予約権の行使価額2,980円は、平成30年3月15日(発行決議日前取引日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を10.13%上回る金額であり、当社事業の成長・拡大に伴う将来の株価上昇を見越して設定したものです。行使価額を現状の株価を上回る金額とすることにより、現状株価対比で高い株価となった場合にのみその行使が見込まれ、希薄化が生じることになり、既存株主の利益に配慮した設計となっております。また、行使価額修正選択決議により、その後、時価に応じて行使価額が修正されることとなりますが、これは、当社株価が想定どおり上昇しなかった場合に、第7回新株予約権の行使の蓋然性を高めることにより(第6回新株予約権と同様に、株価が行使価額を下回っているときであっても、行使通知をすることにより行使価額が株価を下回る金額に修正されるのであれば、新株予約権者による新株予約権の行使が期待できます。)、当社の事業成長に必要な資金ニーズを充足することを企図するとともに、株価が当初行使価額を超えて上昇した場合の調達資金の増大を企図したものです(第6回新株予約権と同様に、行使通知をすることにより行使価額が上方に修正されることから、調達資金は増大します。)。なお、かかる行使価額修正選択決議を行うか否かについては、当社財務状況や株価水準に応じて慎重に判断する所存です。また、第7回新株予約権の下限行使価額は1,895円(発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%)(但し、株式分割

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整される。)であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。

<第6回新株予約権と第7回新株予約権を同時に発行する理由>

本スキームにおいて、当社の資金ニーズに応じて新株予約権の目的となる株式の数を合計で 600,000 株としておりますが、そのうち 400,000 株を第6回新株予約権の、200,000 株を第7回新株予約権の目的としております。上記の通り、行使価額修正選択決議がなされるまでは第7回新株予約権の行使価額は現状の株価より高い 2,980 円に固定されることとなっているため、行使価額修正選択決議がなされるまでは、第7回新株予約権の目的である 200,000 株については、現状の株価より高い水準でしかその行使が見込まれず、希薄化が生じないこととなっており、本スキームで交付することが想定されている合計 600,000 株の全てを当初より行使時の株価に応じて行使価額が修正されることになる第6回新株予約権の目的とする場合(この場合、600,000 株の全てが現状株価より低い行使価額にて交付される可能性があります。)に比して、希薄化の影響を一定程度緩和することができるため、第6回新株予約権に加え、第7回新株予約権を発行することと致しました。

② 新株予約権の行使の停止

当社は、本新株予約権買取契約に基づき、その裁量により、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の全部につき、行使することができない期間を随時、何回でも指定(以下「停止指定」といいます。)することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って2取引日前までに書面により行使停止期間の通知を行います。

③ 新株予約権の取得に係る請求

割当予定先は、本新株予約権買取契約に基づき、平成 30 年 4 月 2 日から平成 32 年 3 月 4 日までの期間(以下「取得請求可能期間」といいます。)中に、以下のいずれかの事象が生じた場合、当該事象が生じた日から 5 取引日の期間中に当社に対して通知を行うことにより、第6回新株予約権については第6回新株予約権 1 個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権については第7回新株予約権 1 個当たりの払込金額にて、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の取得を請求することができます。

- ア 取得請求可能期間中のいずれかの 5 連続取引日の各取引日における終値がいずれも下限行使価額の 70%に相当する金額を下回った場合
- イ 取得請求可能期間中のいずれかの 5 連続取引日の各取引日における当社普通株式の出来高がいずれも 10,000 株を下回った場合
- ウ 取得請求可能期間中のいずれかの 5 連続取引日の各取引日において、東京証券取引所における当社普通株式が売買停止となった場合

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
--

また、割当予定先は、平成 32 年 3 月 2 日から同年 4 月 1 日までの期間中に当社に対して通知を行うことにより、第 6 回新株予約権については第 6 回新株予約権 1 個当たりの払込金額にて、第 7 回新株予約権については第 7 回新株予約権 1 個当たりの払込金額にて、第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の取得を請求することができます。さらに、当社が吸収分割又は新設分割につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、割当予定先は、当該承認決議の日から当該吸収分割又は新設分割の効力発生日の 15 取引日前までに、当社に通知を行うことにより、第 6 回新株予約権については第 6 回新株予約権 1 個当たりの払込金額にて、第 7 回新株予約権については第 7 回新株予約権 1 個当たりの払込金額にて、第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の取得を請求することができます。これらの請求がなされた場合、当社は、当該請求の日から 15 取引日以内に、残存する第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の全部を取得します。

④ 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が決議した場合は、第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の払込期日の翌日以降、法令の規定に従って割当予定先に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第 6 回新株予約権については第 6 回新株予約権 1 個当たりの払込金額にて、第 7 回新株予約権については第 7 回新株予約権 1 個当たりの払込金額にて、第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の全部又は一部を取得することができます。また、当社は、当社が消滅会社となる組織再編行為につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、第 6 回新株予約権については第 6 回新株予約権 1 個当たりの払込金額にて、第 7 回新株予約権については第 7 回新株予約権 1 個当たりの払込金額にて、第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の全部を取得するものとします。さらに、当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、第 6 回新株予約権については第 6 回新株予約権 1 個当たりの払込金額にて、第 7 回新株予約権については第 7 回新株予約権 1 個当たりの払込金額にて、第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の全部を取得するものとします。

⑤ 新株予約権の譲渡

本新株予約権買取契約に基づいて、第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、第 6 回新株予約権又は第 7 回新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の停止指定及びその取消しを行う権利、並びに割当予定先が当社に対して第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
--

※ 上記②、③及び⑤については、本新株予約権買取契約中で定められる予定です。

(本スキームのメリット)

① 過度な希薄化の抑制が可能なこと

第6回新株予約権の目的である当社普通株式数は、400,000株で、第7回新株予約権の目的である当社普通株式数は、200,000株でそれぞれ固定されており、最大交付株式数が限定されております(但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。)。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません。また、上記「(本スキームの商品性)①本スキームの特徴<第6回新株予約権と第7回新株予約権を同時に発行する理由>」に記載のとおり、第6回新株予約権と第7回新株予約権を組み合わせることで、希薄化の影響を一定程度緩和することができます。

さらに、第6回新株予約権の下限行使価額及び行使価額修正選択決議後の第7回新株予約権の下限行使価額を1,895円(発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%の水準)(但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されるものとします。)に設定することにより、希薄化の下限を画しております。

② 株価への影響の軽減を図っていること

・第7回新株予約権については、当社が行使価額修正選択決議をしない限り、行使価額が現状株価より高い2,980円で固定されていること第6回新株予約権の行使価額及び行使価額修正選択決議後の第7回新株予約権の行使価額は各修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として修正される仕組みとなっており、行使価額の上方修正も予定されていること、また、下記「7. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載の割当予定先による行使制限措置などにより、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすい設計としたことを通じて、株価への影響の軽減を図っております。

③ 将来的な株価上昇の場合、希薄化を軽減できること

第6回新株予約権及び第7回新株予約権のいずれについても上限行使価額は設定されていないことから、株価が上昇した場合、修正日以降の行使価額も対応して上昇します(第7回新株予約権については、当社が行使価額修正選択決議をした場合に限りです。)。また取得条項が付されている為、株価が上昇し、少ない行使数でも当社が必要とする金額を調達できた場合には、行使停止期間を設定しつつ、取得条項を行使することによって、既存株主にとっての希薄化が抑制できます。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
--

④ 資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社取締役会の決議により、残存する第6回新株予約権及び第7回新株予約権の全部又は一部をいつでも第6回新株予約権については第6回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

⑤ その他

割当予定先は、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の経営に関与する意図を有していないこと。また、割当予定先は、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はないこと

(本スキームのデメリット)

- ① 第7回新株予約権については、当社が行使価額修正選択決議をしない限り、行使価額は当初行使価額に固定されることから、株価が当初行使価額を上回らない限り資金調達ができない可能性があります。第6回新株予約権の下限行使価額及び行使価額修正選択決議後の第7回新株予約権の下限行使価額は、1,895円(発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%)(但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されるものとします。)に設定されており、株価水準によっては資金調達ができない可能性があります。
- ② 株価の下落局面では、第6回新株予約権の行使価額及び行使価額修正選択決議後の第7回新株予約権の行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります(但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。)
- ③ 当社の株式の流動性が減少した場合には、資金調達完了までに時間がかかる可能性があります。
- ④ 第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行後、取得請求可能期間中のいずれかの5連続取引日の各取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がいずれも当該取引日における下限行使価額の70%に相当する金額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して第6回新株予約権及び第7回新株予約権の取得を請求する場合があります。

(他の資金調達方法との比較)

- ① 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
--

- ② 第三者割当型転換社債型新株予約権付社債(以下「CB」といいます。)は、様々な商品設計が考えられますが、一般的には割当先が転換権を有しているため、当社のコントロールが及びません。また、株価に連動して転換価額が修正されるCB(いわゆる「MSCB」)では、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化が確定しないために株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ③ 第三者割当てによる新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では新株の適当な割当先が存在しません。
- ④ 現在当社は借入による資金調達を行っており、今後とも継続する予定ですが、この予定を超えてさらなる借入れによる資金調達を行うことは、財務健全性に想定以上の悪影響を与えることになります。
- ⑤ いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社がこのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、当社株主様による権利行使に関し不確実性が残ることから、新株予約権による資金調達以上に、資金調達方法としての不確実性が高いと判断しております。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

・ 本新株予約権に係る調達資金	1,681,644千円
本新株予約権の発行価額の総額	3,244千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,678,400千円
・ 発行諸費用(弁護士費用、価格算定費用、登記費用、信託銀行費用等)	13,000千円
・ 差引手取概算額	1,668,644千円

(注) 上記差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。なお、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少します。また、本新株予約権の権利行使期間内に

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
① EC・基幹システム等への投資資金	100,000,000	平成30年5月 ～平成32年4月
② 物流関連及び店舗への投資資金	100,000,000	平成30年5月 ～平成32年4月
③ 商品ラインナップの拡充に係る投資資金	300,000,000	平成30年4月 ～平成31年10月
④ 子会社への投資資金 (グローバル市場への進出に係る費用)	100,000,000	平成30年5月 ～平成31年4月
⑤ 子会社への投資資金 (店舗リース事業への投資資金)	150,000,000	平成30年5月～ 平成31年4月
⑥ M&A待機資金	918,644,000	平成30年5月～ 平成32年4月

(注) 支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。また、上記①～⑥の間で優先順位はなく、支出時期の早いものより充当する予定であります。

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 【資金調達の目的】」に記載したとおり、平成32年4月期における売上高145億円、経常利益10億円及び経常利益率6.9%を数値目標とし、その達成のために4つの基本方針として掲げた平成30年4月期を初年度とする中期経営計画2017-2019(平成30年4月期から平成32年4月期までの3ヶ年)を策定しております。上記の目標を達成するため、本調達資金については上記「2. 募集の目的及び理由 【資金調達の目的】 <中期経営計画の進捗と今後の予定>」に記載したとおり、それぞれに必要な資金を、具体的には以下の資金使途に充当する予定です。

① EC・基幹システム等への投資資金

ECサイト及び基幹システムのリニューアル・アップデートのためのソフトウェア開発に要する外部委託費用として100百万円を充当いたします。

② 物流関連及び店舗への投資資金

物流センターにおける収納作業、仕分作業、梱包作業の自動化のための電動収納棚、自動仕分機器、自動梱包機器の購入に要する費用として60百万円を充当いたします。また、東京都または神奈川県のいずれかにおけるショールームの新設による1店舗分の物件取得費、内装工事費、機器・什器の購入費に20百万円、また既存ショールー

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ム2店舗分の移転による物件取得費、内装工事費、機器・什器の購入費に 20 百万円を充当いたします。

③商品ラインナップの拡充に係る投資資金

商品の購入費の一部として 300 百万円を充当いたします。なお、不足額については自己資金より充当いたします。

④グローバル市場への進出に係る費用

当社は、今回の調達資金のうち 100 百万円を BEAUTY GARAGE SINGAPORE への投資資金に充当いたします。投資を受けた BEAUTY GARAGE SINGAPORE は、シンガポール・マレーシアにおきまして、ECサイトの開設・運営及びショールームの設置・運営を行います。これらに要する資金としてECサイトの開設に係るソフトウェア開発の外部委託費用に 30 百万円、ショールーム設置のための物件取得費、内装工事費、機器・什器の購入費用に 40 百万円、ECサイト及びショールームを運営する人材投資などの運営費に 25 百万円を充当します。また、BEAUTY GARAGE SINGAPORE は、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン等において、シンガポール、マレーシアに次ぐ拠点を設置し、進出するための市場調査を行います。これに要する資金として 5 百万円を充当いたします。

⑤店舗リース事業への投資資金

当社は、今回の調達資金のうち 150 百万円をBGパートナーズへの投資資金に充当いたします。投資を受けたBGパートナーズは、ビューティサロンを出店するオーナーが希望する店舗物件の取得を行います。現時点では店舗物件に関する具体的な案件はないものの、店舗リース事業の場合、店舗物件の取得費用を予め用意していた企業が交渉を成立させる可能性が高くなります。BGパートナーズとしてもビューティサロンを出店するオーナーからの希望を受けて迅速かつ的確に店舗物件を取得できるよう、店舗物件の取得費用を予め確保すべく、店舗リース事業への投資資金の一部に充当いたします。なお、不足額が生じた場合は自己資金より充当いたします。

⑥M&A待機資金

918 百万円をM&A待機資金として充当いたします。なお、今後案件が具体的に確定した場合、速やかに開示いたします。また、上記期間中にM&Aを実施しなかった場合、当該期間の経過後において借入金の返済(注)のほか、上記「③商品ラインナップの拡充に係る投資資金」、「⑤店舗リース事業への投資資金」の一部に充当する予定です。

ご注意：	この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
------	---

(注)当社は、平成 30 年 2 月 28 日現在、ソフトウェア開発資金・設備投資資金・運転資金に充当するため、株式会社三菱東京UFJ銀行より 176 百万円、株式会社三井住友銀行より 314 百万円の借入金残高を有しております。

上記資金使途は、平成 32 年 4 月までの資金使途の内訳を記載したのですが、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその内訳については、変更される可能性があります。また、株価や出来高等によっては、十分な資金を調達できない場合もあります。したがって、市場における当社株価の動向等によっては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。このように本新株予約権によって十分な資金を調達することができなかった場合には、別途の手段による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う可能性があります。なお、資金使途及びその内訳の変更や別途の資金調達の実施、事業計画の見直しを行った場合、その都度、速やかに開示を行います。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回調達する資金は今後の当社収益の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。したがって、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の払込金額の決定に当たり、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(住所：東京都港区元赤坂1丁目1番8号、代表者：黒崎知岳)(以下「赤坂国際会計」といいます。)に依頼しました。

当社は、当該算定機関が下記的前提条件を基に算定した評価額(第6回新株予約権については 554 円。第7回新株予約権については 514 円。)を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額としました。当該算定機関は、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。当該算定機関は、発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 2,706 円、ボラティリティ 46%、予定配当額 7 円/株、無リスク利率-0.1%や、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、権利行使行動及び株式保有動向等を考慮した一定の前提(当社の資金調達需要は行使期間中に一様に発生すること、資金調達需要が発生している場合に当社は停止指定を指示しないこと、当社からの通知による本新株予約権の取得が行われないこと、当社による停止指定がない場合に

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

は割当予定先は出来高の一定割合の株数の範囲内で速やかに権利行使及び売却を行うこと、第7回新株予約権については行使価額修正が実施されることにより割当先の権利行使の促進及び調達額の最大化が図られること等を含みます。)を仮定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が本新株予約権の公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると判断しております。また、本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、算定機関における算定結果を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該算定結果と同額と決定されているため、本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、第6回新株予約権の行使価額は、当初、平成30年3月15日(発行決議日前取引日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額に相当する額とするとともに、第7回新株予約権の行使価額は、平成30年3月15日(発行決議日前取引日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を10.13%上回る額としました。本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て、第6回新株予約権及び行使価額修正選択決議後の第7回新株予約権のいずれにつきましても7%としました。

なお、当社監査等委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

- ・ 本新株予約権の発行について、監査等委員として本新株予約権の発行の担当部門長等による説明を受け、資金調達の目的、必要性等について聴取し、取締役会の意思決定として経営判断の原則に則り適正に行われていると考えられること。
- ・ 赤坂国際会計は企業価値評価実務に関する知識・経験を有し、また、当社経営陣から独立していると認められること。
- ・ 発行条件等については赤坂国際会計に依頼し価値評価を行っており、同社担当者より評価ロジック、前提となる基礎数値について説明を受け、その妥当性が認められること。
- ・ 平成30年3月15日付の赤坂国際会計の評価報告書に記載された公正価値と比較して、本新株予約権が有利発行に該当しないと認められること。
- ・ 上記から、赤坂国際会計による価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、平成30年1月31日現在の総議決権数59,760個に対して最大

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
--

10.04%の希薄化及び同日現在の発行済株式数 5,976,000 株に対して最大 10.04%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、上記「2.募集の目的及び理由 <中期経営計画の策定>」に記載のとおり、当社グループにおける 2025 年時点での目指すべき姿として「アジア NO. 1 の IT 美容商社」という企業像を設定、その実現のために平成 30 年 4 月期から平成 32 年 4 月期までの 3 ヶ年を「攻めのステージ」と位置づけ、平成 32 年 4 月期における売上高 145 億円、経常利益 10 億円、経常利益率 6.9%を数値目標とし、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしていることから、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、①本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計 600,000 株に対し、当社普通株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は 38,143 株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使を一定程度コントロール可能であり、かつ③当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	株式会社 SBI 証券		
(2) 所 在 地	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長高村正人		
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業		
(5) 資 本 金	48,323 百万円(平成 29 年 3 月 31 日時点)		
(6) 設 立 年 月 日	昭和 19 年 3 月 30 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	3,469,559 株(平成 29 年 3 月 31 日時点)		
(8) 決 算 期	3 月 31 日		
(9) 従 業 員 数	742 名(平成 29 年 3 月 31 日時点)		
(10) 主 要 取 引 先	投資家及び発行体		
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	SBI ファイナンシャルサービスズ株式会社 100% ※上記は SBI ホールディングス株式会社の 100%子会社です。		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	割当予定先は平成 30 年 1 月 31 現在、当社株式を 49,400 株、保有しております。		
人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき取引関係はありません。		
関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態(単位：百万円。特記しているものを除く。)			
決 算 期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

		(連結)	(連結)
営業収益	77,577	89,786	90,464
営業利益	34,680	39,881	37,972
経常利益	34,736	39,889	37,973
当期純利益	20,127	28,087	27,798
純資産	159,146	177,241	192,465
総資産	2,151,779	1,974,648	2,559,387
1株当たり当期純利益(円)	5,814.69	8,114.06	8,022.86
1株当たり配当金(円)	4,070.41	2,888.87	4,323.32
1株当たり純資産(円)	45,975.40	51,152.43	55,097.44

(注1) 割当予定先は金融商品取引業者として登録済み(登録番号：関東財務局長(金商)第44号)であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関(日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会)に所属し、その規則の適用を受けております。また、割当予定先の完全親会社であるSBIホールディングス株式会社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(最終更新日、平成30年2月1日)において「SBIグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との情報交換を行うなど、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。」としております。さらに当社は、割当予定先の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」という。)には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

(注2) 割当予定先は、平成28年3月期において、ブックフィールドキャピタル株式会社の株式を新たに取得し、同社を連結の範囲に含めているため、平成28年3月期から連結財務諸表を作成しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、本資金調達にあたり、割当予定先である株式会社SBI証券を含む複数の証券会社及び金融機関に対し資金調達方法について相談したところ、これら証券会社及び金融機関から資本性調達手段及び借入等の負債性調達手法について提案を受けました。これらの提案につき、「3.資金調達方法の選択理由」に記載のとおり検討した結果、割当予定先に提案を受けた本スキームが既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす最適なファイナンス手法であると判断しました。また割当予定先が、①当社の主幹事証券会社として当社の東証マザーズ市場への上場以前より当社の事業内容を深くご理解いただいている上に、マザーズ上場後も東証一部(本則市場)への市場変更など、継続的にサポートしていただいている等、当社と良好な関係を築いていること、②同種のファイナンスにおいて実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

(注) 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員である割当予定先により買受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。なお、本新株予約権が譲渡された場合でも、本新株予約権買取契約に定められた割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれます。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の報告を口頭で受けております。

また、本新株予約権に関して、当社は、本新株予約権買取契約において、上記「3. 資金調達方法の選択理由（本スキームの商品性）」②、③及び⑤に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定です。

- ① 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、新株予約権の割当予定先が暦月の 1 ヶ月間において割当日の上場株式数の 10%を超える行使を行わないこと(当社が本新株予約権とは別の MSCB 等で当該 MSCB 等に係る新株予約権等の行使請求期間が本新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の 1 ヶ月間において本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、同じ暦月において当該 MSCB 等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとする)について、本新株予約権の割当予定先による行使を制限するよう措置を講じる予定であります。
- ② 本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付を除き、割当日からその 180 日後の日までの期間において、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことを合意する予定です。但し、(i) 当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションとして新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、(ii) 割当日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、(iii) 当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合(当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限り)、(iv) 株式分割又は株式無償割当てに伴い当社の株式を交付する場合、並びに(v) 単元未満株主が当社に対し売渡請求ができる旨の定款の定めを行った場合の当該定めに基づく

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当社の株式の売渡しによる場合を除きます。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けております。また、当社は、割当予定先が平成 30 年 2 月 13 日付で関東財務局長宛に提出した第 76 期第 3 四半期報告書の平成 29 年 12 月 31 日における四半期連結貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(平成 29 年 10 月 31 日現在)		
氏名	持株数	持株比率
野村 秀輝	1,800,000	30.12%
供田 修一	770,000	12.89%
野村 貴久	290,000	4.85%
高橋 慧	282,500	4.73%
樺島 義明	250,000	4.18%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部 Senior Manajor, Operation 小松原英太郎)	240,900	4.03%
GOLDMAN SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社 代 表取締役社長 持田昌典)	234,500	3.92%
森實 厚裕	100,000	1.67%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	96,200	1.61%
勝 憲司	80,000	1.34%

(注) 1. 本新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

2. 「持株比率」は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

今回の資金調達による平成 31 年 4 月期の当社の業績に与える影響は、軽微であります。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

10. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行規模は、「6. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、平成30年1月31日現在の総議決権数59,760個に対して最大10.04%の希薄化が生じます。このため、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと(本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者より当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

(単位：千円)

	平成27年4月期	平成28年4月期	平成29年4月期
連結売上高	7,275,529	8,398,493	9,642,103
連結営業利益	376,313	441,841	555,778
連結経常利益	391,411	419,642	534,877
親会社株主に帰属する 当期純利益	249,165	266,897	314,506
1株当たり 連結当期純利益(円)	41.91	44.67	52.63
1株当たり配当金(円)	24.00	5.60	7.00
1株当たり連結純資産(円)	252.39	292.24	339.18

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成30年1月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	5,976,000株	100.0%
現時点の転換価額(行使価額) における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	—	—

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	5,976,000株	100.0%
現時点の転換価額(行使価額) における潜在株式数	600,000株	10.0%
下限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	600,000株	10.0%

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。
-------------------------	---------------	---------------

(注) 上記潜在株式数は、平成 29 年 10 月 31 日現在における潜在株式数に、本新株予約権に係る潜在株式数を加えた数を記載しております。

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成 27 年 4 月期	平成 28 年 4 月期	平成 29 年 4 月期
始 値	1,698 円 □1,345 円	1,250 円	1,341 円
高 値	7,290 円 □1,385 円	1,445 円	1,925 円
安 値	1,545 円 □1,216 円	667 円	1,030 円
終 値	6,750 円 □1,249 円	834 円	1,609 円

(注) □印は、株式分割(平成 27 年 5 月 1 日、1 株→5 株)による権利落後の株価を示しております。

② 最近6か月間の状況

	平成 29 年 10 月	11 月	12 月	平成 30 年 1 月	2 月	3 月
始 値	1,739 円	1,928 円	2,350 円	2,060 円	2,089 円	2,278 円
高 値	2,048 円	2,329 円	2,470 円	2,285 円	2,368 円	2,737 円
安 値	1,693 円	1,745 円	1,929 円	2,017 円	1,751 円	2,121 円
終 値	1,909 円	2,313 円	2,086 円	2,045 円	2,300 円	2,706 円

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
2. 平成 30 年 3 月の株価については、平成 30 年 3 月 15 日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	平成 30 年 3 月 15 日
始 値	2,700 円
高 値	2,735 円
安 値	2,630 円
終 値	2,706 円

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項なし

以 上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別紙)

株式会社ビューティガレッジ第6回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社ビューティガレッジ第6回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

平成30年4月2日

3. 割当日

平成30年4月2日

4. 払込期日

平成30年4月2日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を株式会社SBI証券に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 400,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合そ

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

の他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

4,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 554 円（本新株予約権の払込金額の総額 金 2,216,000 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 2,706 円とする。

10. 行使価額の修正

第 16 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 93%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 1,895 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る行使価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{ 当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成30年4月3日から平成32年4月2日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の休業日等

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
--

でない日をいう。)及び前々営業日並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 554 円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権 1 個当たり 554 円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権 1 個当たり 554 円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
--

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金 554 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成30年3月15日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 新宿西口支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役 CEO に一任する。

以 上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
--

株式会社ビューティガレージ第7回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社ビューティガレージ第7回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

平成30年4月2日

3. 割当日

平成30年4月2日

4. 払込期日

平成30年4月2日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を株式会社SBI証券に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 200,000 株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

7. 本新株予約権の総数

2,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 514 円（本新株予約権の払込金額の総額 金 1,028,000 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 2,980 円とする。

10. 行使価額の修正

当社は平成 30 年 4 月 3 日以降、当社取締役会の決議により、以後第 16 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知日（以下「修正日」という。）において行使価額の修正が生じることとすることができる（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」という。）。本項に基づき行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、修正日に、修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 93%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 1,895 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

なお、当社又はその企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 4 条第 1 項第 1 号に定める企業集団をいう。）に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に重大な影響を及ぼすおそれがある事実（金融商品取引法第 166 条第 2 項及び第 167 条第 2 項に定める事実を含むがこれに限られない。）が存在する場合（但し、同第 167 条第 2 項に定める事実については当社が認識していない場合を除く。）には、当社は行使価額修正選択決議を行うことができない。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成30年4月3日から平成32年4月2日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の休業日等でない日をいう。)及び前々営業日並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり514円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり514円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり514円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
--

- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 514 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 30 年 3 月 15 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額を 10.13%上回る 2,980 円とした。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 新宿西口支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役 CEO に一任する。

以 上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。